

## 参 考 資 料

- 1 守谷市環境基本条例
- 2 第2次守谷市環境基本計画（案）諮問書，答申書
- 3 第2次守谷市環境基本計画の策定経過
- 4 守谷市環境審議会委員等名簿
- 5 市民等アンケート調査の結果概要
- 6 地球温暖化防止への取組
- 7 環境指標値の把握方法
- 8 用語説明

# 1 守谷市環境基本条例

## 守谷市環境基本条例

〔平成11年3月19日〕  
条例 第1号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条～第9条)

第2章 環境の保全に関する施策等(第10条～第21条)

第3章 市、事業者、市民及び市民以外の者の協働(第22条～第28条)

第4章 地球環境の保全の推進(第29条)

附則

私たちが住む守谷市は、利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川をはじめとする豊かな自然環境からの恵みを受け、快適で便利な生活を目指したまちづくりにより発展してきました。

しかし、近年の飛躍的な経済発展、急激な都市化により、私たちの周りでも平地林、屋敷林及び斜面林並びに谷津などの身近な緑地や野生動植物の生息空間となる自然環境の減少、生活環境に影響を与える公害、廃棄物の処理等の問題、更にはダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモン等の新たな問題が生じ、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与えはじめています。

また、地球環境に目を向けると、地球温暖化、オゾン層の破壊や地下資源の枯渇といった危機的状況が問題視されています。

このような地球環境破壊の脅威は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れることが明らかであります。そこで、現代の私たちに問われているのは、次の世代への思いやりであり、良好な地球環境を守る責務と役割であります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄いわゆる使い捨てといった一方通行型の経済システムから、資源節約型で環境に与える影響が少ない循環型社会への転換を目指して、これまでのライフスタイル、行政・経済システムや事業活動などのあり方を見直し、良好な自然・住環境の保全、回復とともに新たな創造をしていく必要があります。

私たちは、守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑にまつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たすとともに、現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承するため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全」という。)について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民以外の者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、更に、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上、支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「循環型社会」とは、自然の物質循環を損なうことなく継続的に発展する社会をいう。

## (基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

## (協働の責務)

第4条 市、事業者、市民及び市民以外の者は、協働することによってそれぞれの責務を果たすとともに、環境の保全に寄与することに努めなければならない。

## (市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全に関する事業者、市民及び市民以外の者の意識の向上等を図るため、広く各層、各世代にわたる市民の理解を得られる方策の実施に努めるものとする。

3 市は、必要に応じ、国、県等に対し市の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めなければならない。

## (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生じる公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、市の規制を遵守するとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## (市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に関心を払うとともに、環境の保全に必要な知識を得ることに努め、環境の保全についての理解を深めることに配慮しなければならない。

2 市民は、良好な環境の実現に向け主体的に取り組み、自ら日常生活において生活行動が環境を損なうことのないよう、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

3 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参加、協力しなければならない。

## (市民以外の者の責務)

第8条 旅行者及び市を訪れた者その他滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努め、市が実施する環境の保全についての施策に協力するとともに、みだりに市内に廃棄物を投棄し、

又は放置して、市の良好な環境を損なってはならない。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第9条 市は、環境の保全に関する施策で広域的な取組みが必要とされているものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市は、常総地方広域市町村圏における環境の保全に関する相互理解と連携の強化に自ら努め、推進するものとする。

## 第2章 環境の保全に関する施策等

(環境優先の理念)

第10条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全に配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、守谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の参画により、意見を十分把握した上、守谷市環境審議会に意見を求めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その主旨が事業者及び市民の理解と施策の推進への協力が得られるよう努めるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(調査の実施)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集及び調査に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民から申出があった場合、当該申出事項について調査し、公表するように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第14条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、環境の保全に適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査)

第15条 市、事業者及び市民は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るために行う措置について、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者及び市民に対して環境監査の実施を促し、その結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

(規制及び誘導措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導措置を講ずるように努めるものとする。

(財政上及び法制上の措置)

第17条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置及び法制上の措置を講ずるように努めるものとする。

(指導、助言、勧告等)

第18条 市は、環境の保全のために必要があるときは、事業者、市民及び市民以外の者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市は、前項の勧告を受けたものがその勧告に従わない場合において、必要があるときは、その勧告の内容を公表することができるものとする。

(公害の防止及び紛争の処理等)

第19条 市は、公害を防止するとともに、被害が発生したときは、原因を究明し、被害を最小限に食い止め、被害者の救済、紛争の早期解決のため、迅速かつ適正な措置を講ずるものとする。

(施設の整備その他事業の推進)

第20条 市は、環境への負荷の低減に資する施設を整備し、及び事業の推進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、多様な野生動植物の生息空間の減少を防ぐために、私権を妨げない範囲で平地林、屋敷林、斜面林更に谷津などの緑地の確保に努めるものとする。

3 市は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、自然の物質循環を損なわない資源の有効利用を実現させるため、省エネルギー、ごみの減量・リサイクルや廃棄物処理の適正化などが推進されるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

5 市は、率先して環境問題に取り組む姿勢を示すための手段として国際標準化機構等の認証取得に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民とともに資源の循環的な利用、エネルギー等の有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

第3章 市、事業者、市民及び市民以外の者の協働

(市民意見の反映)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、環境の保全に対する申出など、市民等の意見を反映できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第23条 市は、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深め、環境の保全に関する活動を自ら行う意欲が増進されるよう、人材の育成その他の必要な措置を講ずるとともに、環境の保全に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

2 市は、環境教育の推進を図るため、児童、青少年の環境の保全に関する理解を深めることができる方策を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第24条 市は、環境の保全に関する活動を自発的に行う団体及び個人に対し、その自発的な活動が促進されるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(情報の公開と提供)

第25条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等、将来の環境の保全に寄与する情報については、守谷市情報公開条例(平成10年守谷町条例第4号)の定めるところにより公開を行うほか、個人及び法人の権利を損なわない限り積極的に提供するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第26条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するために、施策の進捗状況等を必要に応じ評価するものとする。

(報告書の作成等)

第27条 市長は、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全に関する市民の自主的かつ積極的な行動が促進されるよう、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(協力体制の整備)

第28条 市は、各種の施策について総合的に調整するとともに、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、環境の保全を効果的に推進するため、事業者及び市民との緊密な協力体制を整備するものとする。
- 3 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携に努め、将来の環境に支障をきたすと予想されるダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモンなどの最新事例等について、常に必要な情報を集積し、その成果を普及させるための措置を講ずるものとする。
- 4 市は、先進都市、先進事業者に関する事例の調査、研究に努め、市の施策に反映できるような措置を講ずるものとする。

#### 第4章 地球環境の保全の推進 (地球環境の保全に資する行動の促進)

第29条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに国際的機関、国、県及び他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を自ら積極的に率先し、推進するものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 第2次守谷市環境基本計画（案）諮問書，答申書

守谷発第 572号  
平成28年6月1日

守谷市環境審議会  
会長 鈴木 榮 様

守谷市長 会田 真一

### 第2次守谷市環境基本計画（案）の諮問について

本市は、守谷市環境基本条例第11条に基づき、平成26年度から第2次守谷市環境基本計画を策定してまいりました。

つきましては、本計画（案）について、貴審議会に諮問いたします。

平成28年8月18日

守谷市長 会田 真一 様

守谷市環境審議会  
会長 鈴木 榮

第2次守谷市環境基本計画（案）の答申について

平成28年6月1日付け守谷発第572号で諮問のあった「第2次守谷市環境基本計画（案）」について審議した結果、パブリックコメントに関連した調整を含めて、原案のとおり認めるものとして答申いたします。

市長におかれましては、計画の趣旨及び内容を広く市民、事業者に周知し、十分な理解と協力を得るよう努めるとともに、目標の達成に向け施策の推進をされたい。

## 3 第2次守谷市環境基本計画の策定経過

環境施策ワーキングチーム会議（以下ワーキング）  
環境施策検討委員会（以下検討委員会）

平成26年8月19日	平成26年度第1回 検討委員会	策定体制、策定スケジュール等
平成26年10月14日 ～11月14日	市民等アンケート調査の実施 (対象：市民3,000人、事業者400件、中学生4校152名)	
平成27年2月4日	平成26年度第2回 検討委員会	市民等アンケート調査の集計結果
平成27年2月16日	平成26年度第1回 環境審議会	策定の進捗状況
平成27年7月1日	平成27年度第1回 ワーキング	骨子案審議
平成27年7月22日	平成27年度第2回 ワーキング	骨子案審議
平成27年8月6日	平成27年度第3回 ワーキング	骨子案審議
平成27年8月12日	平成27年度第1回 検討委員会	骨子案審議
平成27年10月1日	平成27年度第2回 検討委員会	骨子案審議
平成27年10月16日	平成27年度第1回 環境審議会	骨子案審議
平成27年10月27日	平成27年度第3回 検討委員会	骨子案審議
平成27年11月14日	市民活動団体環境グループとの意見交換会	
平成27年12月22日	平成27年度第4回 ワーキング	前計画の振り返り調査結果、骨子案審議
平成28年2月2日	平成27年度第4回 検討委員会	骨子案審議
平成28年2月24日	平成27年度第2回 環境審議会	骨子案審議
平成28年2月26日	平成27年度第5回 ワーキング	素案審議
平成28年3月7日	平成27年度第5回 検討委員会	素案審議
平成28年3月25日	平成27年度第6回 ワーキング	素案審議
平成28年4月12日	平成28年度第1回 検討委員会	素案審議
平成28年5月6日	平成28年度第2回 検討委員会	素案審議
平成28年6月1日	平成28年度第1回 環境審議会	計画（案）の諮問
平成28年7月8日 ～8月7日	パブリックコメントによる意見募集実施	
平成28年8月18日	平成28年度第2回 環境審議会	計画（案）の答申

## 4 守谷市環境審議会委員等名簿

## ■守谷市環境審議会委員名簿（敬称略）

◎：会長 ○：副会長

委嘱区分	所属・役職	氏 名		
		平成 26・27 年度		平成 28 年度
市議会の代表 (3 人以内)	市議会議員	末村 英一郎		青木 公達
		佐藤 剛史		
		長谷川 信市	山田 美枝子	高梨 隆
関係機関及び 団体の代表者 (5 人以内)	農業委員会の代表	飯島 重信		高橋 甚一郎
	消費者の会の代表	井田 春江	—	
	商工会の代表	宮本 三千代		
	利根川河川敷環境保全 実行委員会	◎鈴木 榮		
	守谷市地域省エネルギー 対策実行委員会	篠 大太郎		
識見を 有する者 (3 人以内)	自然友の会	五木田 悦郎		
	県南県民センター 環境・保安課長	落合 栄一	栗田 茂樹	石津 尚
	常総環境センター長	草間 昇		稲川 光一
事業主 (4 人以内)	塵芥収集委託業者 (株) シイナクリーン	椎名 誠		
	アサヒビール(株) 茨城 工場	高橋 清		大同 親
	(株) 明治守谷工場	古池 智彦		
市民の代表 (4 人以内)	公募委員	○清野 修		
	もりやをきれいにしよう会	倉持 好一		
	利根川河川敷環境保全 実行委員会	◎菅原 利喜男		
	守谷市地域省エネルギー 対策実行委員会	西田 昌明		

## ■守谷市環境施策検討委員名簿

	役 職	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
会 長	副 市 長	橋本 孝夫	橋本 孝夫	橋本 孝夫
副 会 長	生 活 経 済 部 長	岡田 宏美	坂 浩	坂 浩
	教 育 長	後藤 光良	後藤 光良	後藤 光良
	総 務 部 長	笠川 悦範	須賀 三雄	須賀 三雄
	保 健 福 祉 部 長	横瀬 博	木澤 正幸	木澤 正幸
	都 市 整 備 部 長	高橋 要	山中 毅	山中 毅
	教 育 部 長	豊谷 如秀	豊谷 如秀	山崎 浩行
	上 下 水 道 事 務 所 長	寺田 弘	寺田 弘	寺田 弘
	会 計 管 理 者	豊田 みよ子	豊田 みよ子	飯野 亘

## ■守谷市環境施策ワーキングチーム員名簿

部 名	課 名	平成 27 年度
総 務 部	企 画 課	係長 寺田 政志
	財 政 課	係長 森 大介
生 活 経 済 部	交 通 防 災 課	主事 恩田 耕介
	市 民 協 働 推 進 課	課長補佐 古谷 徹
	経 済 課	係長 高橋 健児
	生 活 環 境 課	事 務 局
保 健 福 祉 部	社 会 福 祉 課	療育指導員 田原 響子
都 市 整 備 部	都 市 計 画 課	主事 田嶋 浩太郎
	建 設 課	主事 野島 隼介
教 育 委 員 会	学 校 教 育 課	係長 藤原 義訓
	生 涯 学 習 課	係長 海老原 克則
上 下 水 道 事 務 所	上 下 水 道 課	主事 石井 雄大

## 5 市民等アンケート調査の結果概要

本計画策定に先立ち、環境に対する意識を把握するため、市民等へのアンケート調査を実施しました。

### 【調査概要】

#### ●調査対象

一般（16歳以上の市内在住者），事業者（市内），子ども（中学校4校）

#### ●調査時期・方法

- ・一般：郵送による配布・回収（平成26年10月14日～11月4日実施）
- ・事業者：郵送による配布・回収（平成26年10月24日～11月12日実施）
- ・子ども：手渡しによる配布・回収（平成26年11月4日～11月14日実施）

#### ●配布数

- ・一般：3,000世帯
 

守谷（本町・百合ヶ丘・松並・ひがし野・中央・小山・同地・赤法花）	960世帯
高野（高野・鈴塚・乙子）	63世帯
大野（野木崎・大柏）	141世帯
大井沢（大木・板戸井・立沢・大山新田）	149世帯
北守谷（久保ヶ丘・御所ヶ丘・薬師台・松前台）	792世帯
みずき野	275世帯
南守谷（松ヶ丘・けやき台）	512世帯
美園	108世帯
- ・事業者：400件
- ・子ども：152名

#### ●回収状況

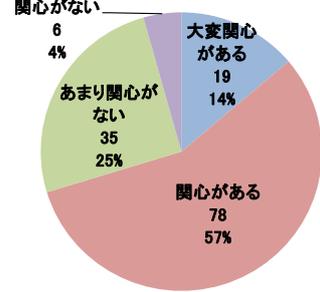
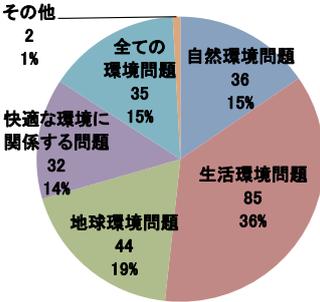
- ・一般：1,086世帯（回収率36.2%）
 

守谷（本町・百合ヶ丘・松並・ひがし野・中央・小山・同地・赤法花）	366世帯（回収率38.1%）
高野（高野・鈴塚・乙子）	20世帯（回収率31.7%）
大野（野木崎・大柏）	42世帯（回収率29.8%）
大井沢（大木・板戸井・立沢・大山新田）	51世帯（回収率34.2%）
北守谷（久保ヶ丘・御所ヶ丘・薬師台・松前台）	281世帯（回収率35.5%）
みずき野	115世帯（回収率41.8%）
南守谷（松ヶ丘・けやき台）	174世帯（回収率34.0%）
美園	37世帯（回収率34.3%）
- ・事業者：138件（回収率34.5%）
- ・子ども：141名（回収率92.8%）

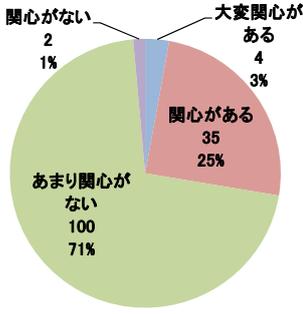
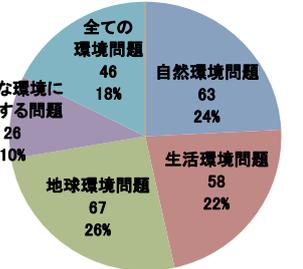
## 【結果概要】一般

項目	結果及び考察
◆一般的な「環境問題」について	
<p>●あなたは、環境問題に関心がありますか</p>	<p>【結果】 「大変関心がある」方と「関心がある」方を合わせると全体の約2/3となっている。 一方、「あまり関心がないが、今後自分の生活にも関係する切実な問題であることは認識している」方が約1/3となっている。</p> <p>【考察】 多くの市民が環境問題に関心を持っており、関心がない市民も、今後の自分の生活にも関係する切実な問題であることは認識している。</p>
<p>●あなたが考える環境問題とはどのようなものですか</p>	<p>【結果】 「生活環境問題（ごみ、廃棄物、公害）」と考えている方が最も多く、次いで、「全てを含む環境問題」, 「地球環境問題（地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、国際的な環境問題への取組）」、「自然環境問題（生物の生息・生育環境、自然景観）」となっている。</p> <p>【考察】 身近な環境問題や地球規模での環境問題など、環境問題を幅広く捉えている。</p>
<p>●あなたが考える、環境にやさしい生活（事業）はどのようなものですか</p>	<p>【結果】 「現在の生活レベルを現状維持する範囲で工夫し、環境への負担を減らす努力を行う生活」が最も多く約3/4となっている。また、「環境への負担を減らすために、環境を大切にしていくことを最優先する生活」、「現在の生活レベルを今よりも落としとしても、環境への負担を減らす努力を行う生活」が合わせて1/4となっている。</p> <p>【考察】 大多数の方が、生活レベルは維持しつつ環境への負荷を減らす生活が望ましいと考えており、さらに、環境を大切にしていくことを最優先とする生活や生活レベルを落とししても環境への負担を減らす生活が望ましいと考えている方も多数いる。</p>
◆守谷市の環境を良くするための行動への参加について	
<p>●あなたは、守谷市の環境を良くするために地域活動や環境事業が行われる場合、活動への参加についてどのように考えますか</p>	<p>【結果】 「あまり負担にならなければ、参加しても良い」が最も多く、次いで、「機会があれば、参加しても良い」、「楽しみながら、自分の日頃培った知識や技術を地域社会に還元したい」となっており、地域活動や環境事業活動への参加を考えている方が、参加したくない方よりも大幅に多くなっている。</p> <p>【考察】 多くの市民が、守谷市の環境を良くするための地域活動や環境事業への参加などについて、肯定的に捉えている。</p>
◆守谷市の今後の環境について	
<p>●守谷市の環境全般について、今後、重要なことはどのようなことだとお考えでしょうか</p>	<p>【結果】 「良好な生活環境（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭などが無い環境）の保全・改善」が約1/4で最も多く、次いで、「快適で便利な環境（商店、交通など）の整備」、「良好な居住環境（まちのみどり、歴史・文化など）の保全・整備」、「良好な自然環境（動物、植物、生態系など）の保全・創出」、「身近な家の周りの環境（公園、緑地など）の保全・整備」となっている。</p> <p>【考察】 自分自身の日常にかかわる環境の保全が重要と考えている。</p>

## 【結果概要】事業者

項目	結果及び考察
◆一般的な「環境問題」について	
<p>●あなたは、環境問題に関心がありますか</p>	<p>【結果】 「大変関心がある」事業者と「関心がある」事業者を合わせると全体の約3/4となっている。 一方、「あまり関心がないが、今後事業にも関係する切実な問題であることは認識している」事業者が1/4となっている。</p>  <p>【考察】 多くの事業者が環境問題に関心を持っており、若干、関心がない事業者もみられるが、今後事業にも関係する切実な問題であることは認識している。</p>
<p>●あなたが考える環境問題とはどのようなものですか</p>	<p>【結果】 生活環境問題（ごみ、廃棄物、公害）と考えている事業者が最も多く、次いで、地球環境問題（地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、国際的な環境問題への取組）、自然環境問題（生物の生息・生育環境、自然景観）、全てを含む環境問題、快適な環境に関する問題（利便さ、都市のみどり、水辺、都市景観、歴史、文化）となっている。</p>  <p>【考察】 身近な環境問題や地球規模での環境問題など、環境問題を幅広く捉えている。</p>
<p>●あなたが考える、環境にやさしい生活（事業）はどのようなものですか</p>	<p>【結果】 「現在の事業レベル（生産性、採算性など）を現状維持する範囲で工夫し、環境への負担を減らす努力を行う事業」が最も多く約2/3となっている。</p> <p>【考察】 大多数の事業者が、事業レベルは維持しつつ環境への負荷を減らす事業が望ましいと考えている。</p>
◆守谷市の環境を良くするための行動への参加について	
<p>●あなたは、守谷市の環境を良くするために地域活動や環境事業が行われる場合、活動への参加についてどのように考えますか</p>	<p>【結果】 「あまり負担にならなければ、参加しても良い」が最も多く、次いで、「機会があれば、参加しても良い」、「楽しみながら、自分の日頃培った知識や技術を地域社会に還元したい」、「目的意識をもって積極的に参加したい」となっている。</p> <p>【考察】 地域活動や環境事業活動への参加を考えている事業者が、参加したくない事業者よりも大幅に多くなっていることから、多くの事業者が、守谷市の環境を良くするための地域活動や環境事業への参加などについて、肯定的に捉えている。</p>
◆守谷市の今後の環境について	
<p>●守谷市の環境全般について、今後、重要なことはどのようなことだとお考えでしょうか</p>	<p>【結果】 「良好な生活環境（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭などがない環境）の保全・改善」が最も多く、次いで、「良好な自然環境（動物、植物、生態系など）の保全・創出」、「良好な居住環境（まちのみどり、歴史・文化など）の保全・整備」、「快適で便利な環境（商店、交通など）の整備」となっている。</p> <p>【考察】 主に生活・居住環境や自然環境の保全が重要と考えている。</p>

## 【結果概要】子ども

項目	結果及び考察
◆一般的な「環境問題」について	
<p>●あなたは、環境問題に関心がありますか</p>	 <p>【結果】 「あまり関心がないが、今後自分の生活にも関係する切実な問題であることは認識している」子どもが約 3/4 近くで最も多く、「大変関心がある」子どもと「関心がある」子どもを合わせると全体の約 1/4 となっている。</p> <p>【考察】 多くの子どもが環境問題に関心はないが、切実な問題であることは気づいている。</p>
<p>●あなたが考える環境問題とはどのようなものですか</p>	 <p>【結果】 「地球環境問題（地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、国際的な環境問題への取組）」が最も多く、次いで、「自然環境問題（生物の生息・生育環境、自然景観）」、「生活環境問題（ごみ、公害）」、「全てを含む環境問題」となっている。</p> <p>【考察】 地球規模での環境問題に加え、身近な環境問題など、環境問題を幅広く捉えている。</p>
<p>●あなたが考える、環境にやさしい生活（事業）はどのようなものですか</p>	<p>【結果】 「現在の生活レベルを現状維持する範囲で工夫し、環境への負担を減らす努力を行う生活」が最も多く約半数以上となっている一方、「環境への負担を減らすために、環境を大切にしていくことを最優先する生活」が約 1/3 近くとなっている。</p> <p>【考察】 大多数の子どもが、生活レベルは維持しつつ環境への負荷を減らす生活が望ましいと考えており、さらに、環境を大切にいくことを最優先とする生活や生活レベルを落としても環境への負担を減らす生活が望ましいと考えている子どもも多数いる。</p>
◆守谷市の環境を良くするための行動への参加について	
<p>●あなたは、守谷市の環境を良くするために地域活動や環境事業が行われる場合、活動への参加についてどのように考えますか</p>	<p>【結果】 「機会があれば、参加しても良い」が最も多く、次いで、「楽しみながら、自分の日頃培った知識や技術を地域社会に還元したい」、「あまり負担にならないければ、参加しても良い」、「目的意識をもって積極的に参加したい」、となっており、地域活動や環境事業活動への参加を考えている子どもが、参加したくない子どもよりも大幅に多くなっている。</p> <p>【考察】 多くの子どもが、守谷市の環境を良くするための地域活動や環境事業への参加などについて、肯定的に捉えている。</p>
◆守谷市の今後の環境について	
<p>●守谷市の環境全般について、今後、重要なことはどのようなことだとお考えでしょうか</p>	<p>【結果】 「良好な生活環境（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭などがない環境）の保全・改善」が最も多く、次いで、「良好な自然環境（動物、植物、生態系など）の保全・創出」、「省エネルギー・再生可能エネルギー（太陽光・太陽熱など）を活用したまちづくり」となっている。</p> <p>【考察】 自分自身の日常にかかわる環境の保全やエネルギーに関する問題が重要と考えている。</p>

## 【自由意見概要】（前計画の分類に応じた整理）

基本方針	15の目標	みんなの取組	一般	事業者	子ども	主な意見概要
1 自然環境の保全	①市に住む動植物を守り育てていく	(1) 自然環境を守っていきこう	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)豊かな自然環境の保護、緑を大切にしまちづくりを進める</li> <li>・(子ども)豊かな自然を壊さないようにする</li> </ul>
		(2) 水と緑のネットワークをつなげていきこう	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)3河川(利根川、鬼怒川、小貝川)に囲まれ、首都圏に近いわりには豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然環境を将来にわたって残していくことが最も大切である</li> </ul>
		(3) 動植物の生息・生育システムを強化しよう	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>【植物】</li> <li>・(一般)四季おりおり空き地などに草花を咲かせ、きれいなまちになれば良い</li> <li>・(子ども)植物を増やす</li> <li>【動物】</li> <li>・(一般)最近、今まで見なかった動物が、ごみをあさりに来るので、もう少し生き物にも気を使ったほうがいい</li> </ul>
	②市全体に自然的環境を広げていく	(4) 緑とのふれあい空間の形成	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)公園が多くて素晴らしいが、雑草などが多く、管理ができていないと感じる</li> <li>・(子ども)身近な所に公園を増やして欲しい</li> </ul>
		(5) 水辺とのふれあい空間の形成	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(事業者)水質汚濁防止に取り組む</li> <li>・(子ども)川などを綺麗にする</li> </ul>
	③歴史的・文化的資産を保全する	(6) 地域の歴史・文化を継承する空間を残していきこう	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)文化施設がほとんどなく、東京へ出なければならない</li> <li>・(一般)観光収入のためにも文化遺産の保全とPRが必要である</li> <li>・(事業者)地域による伝統的な行事をなくす事のないように行政の協力を求めたい</li> </ul>
		(7) 文化財及び自然を生かした生活の知恵の継承	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)今まで築き上げてきた文明を大切に</li> <li>・(一般)身の回りのこと・ものを大切に思う心が「環境」にやさしい生活への第一歩となる</li> <li>・(一般)知らなかった事をお年寄りから教えてもらったりして後世につなげていけたら素敵な事である</li> </ul>

基本方針	15の目標	みんなの取組	一般	事業者	子ども	主な意見	
2 環境を優先する都市空間の形成	④市内を快適に移動できるようにする	(8) 交通問題の解消	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)車がなくても便利に生活できる、人にやさしいまちづくりをすすめる</li> <li>・(一般)マイカーを利用しなくても、年配者が生活しやすいまちをつくる</li> </ul>	
		(9) つくばエクスプレス整備の推進と運行管理	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)つくばエクスプレスは便利だが、本数も少なく料金が非常に高い</li> </ul>	
		(10) 循環型社会に向けた交通システムの形成	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般) 公共機関も利用したいが、まだまだバスの本数や路線が少ない</li> <li>・(一般) 駐輪場、自転車専用レーン、歩道の整備を進める</li> </ul>	
	⑤人と環境にやさしい市にしていく	(11) 人と環境にやさしい施設整備	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般) ソーラー電池を使用したLED街灯の設置を進める</li> </ul>	
		(12) 人に環境にやさしい道・川・まちづくり	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)街路樹を増やす</li> <li>・(一般)「災害のないまち」というのも重要で、そのためには環境をよく知りそれに適合した生活を送ることが必要である</li> </ul>	
	⑥市を美しい空間にしていく	(13) 美化の推進	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)ごみやタバコの吸殻のポイ捨てをしない</li> <li>・(事業者)不法投棄の撲滅を目指す</li> <li>・(子ども)ごみ拾い、清掃などを積極的に行う</li> </ul>	
		(14) 景観の向上	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)高いビルはいらない</li> <li>・(子ども)緑がきれい</li> </ul>	
		(15) 生活環境(大気汚染、騒音、振動、悪臭)の改善	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)大気汚染やバイクなどの騒音対策が必要である</li> <li>・(子ども)バイクの騒音対策を進める</li> </ul>	
	3 環境にやさしい生活と活動の実践	⑦ごみの発生量を削減する	(16) ごみ処理施設の適正管理、運営指導	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)(子ども)ごみの分別の徹底をする</li> <li>・(一般)生ごみのたい肥化を進める</li> </ul>
			(17) 最終処分場の建設	—	—	—	—
(18) ごみの削減			○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)(子ども)ごみの減量化、節約、リサイクルの徹底をする</li> <li>・(事業者)ごみ焼却時の熱を利用した産業の育成や開発を進める</li> </ul>	
⑧エネルギーを有効に利用する		(19) 省エネルギー生活の実践	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)(事業者)(子ども)自転車の利用、節電などの省エネ生活に取り組む</li> </ul>	
		(20) 新エネルギーの活用	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)(子ども)再生可能エネルギーの積極的な活用を進める</li> </ul>	
⑨安全な水と食糧を確保する		(21) 水を守る	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)(事業者)(子ども)節水を励行する</li> </ul>	
	(22) 農業の仕組みを守る	○	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(一般)行政の援助による新規就農への支援を行う</li> <li>・(事業者)自然環境を利用した土壌改良や低農薬栽培により質の良い農産物を生産する</li> </ul>		

基本方針	15の目標	みんなの取組	一般	事業者	子ども	主な意見
4 パートナーシップと環境学習の推進	⑩環境情報の集積と共有化を推進する	(23) 情報の収集と集積	○	—	—	・(一般)市が環境活動に取り組んでいても、近隣のまちで野焼きなどが行われることにより環境が悪化するため、共に手をたずさえて包括的な環境活動を進めて欲しい
		(24) 情報の公開と共有化	○	—	—	・(一般)知らずに過ぎてしまうこともあるので、情報の発信の仕方を工夫するべき
	⑪環境への理解と知識を広げるための学習・教育を推進する	(25) 環境教育の展開	○	—	—	・(一般)幼稚園、小学校などの段階からの環境教育の導入・推進をして欲しい ・(一般)自転車運転マナー・ルールの教育を進める
		(26) 環境カウンセラーの活用と環境アドバイザーの育成	—	—	—	—
		(27) 体験学習の実践	—	—	—	—
	⑫環境に配慮した活動の輪を広げる	(28) 市民参加の輪を広げる	○	—	○	・(一般)(子ども)ボランティアへの参加を呼びかける
		(29) 事業者参加の輪を広げる	○	—	—	・(一般)人を育てる ・(一般)NPOとの連携を強化する
		(30) 市民・事業者・市の協働の輪を広げる	○	—	○	・(一般)(子ども)学校、法人、個人、行政が協力し、市の自然の保全を行うことが必要である
	⑬環境の保全を推進する制度を充実させていく	(31) 環境施策の一元化	—	—	—	—
		(32) 環境基金の創設	○	—	—	・(一般)再生可能エネルギー設備に対する補助金の支給を行う
		(33) 環境に配慮した事業者の育成・管理	—	—	—	—
		(34) 行動計画の作成	○	—	○	・(一般)市民・事業者が誇りを持てる、あるべき未来の環境の姿を立案し、それに向けての方策を立てて欲しい ・(子ども)今の守谷市の環境はあまり汚れていないが、もっと都会になったら環境は汚れてしまうので、今から対策を行って欲しい
		(35) 環境アセスメントの実施	—	—	—	—

基本方針	15の目標	みんなの取組	一般	事業者	子ども	主な意見
5 地球環境問題への取組	⑭地球環境に目を向けた取組を推進する	(36) 地球温暖化問題への対応	○	—	○	・(一般)(子ども)エコ商品の利用や、太陽光などの自然エネルギーを最大限に活用し、限りある化石エネルギーの使用削減に努め、二酸化炭素排出削減に向けて行政と市民が一体となって取り組んで行くことが「環境にやさしい生活」につながっていく
		(37) オゾン層破壊への対応	—	—	—	—
		(38) 酸性雨への対応	—	—	—	—
		(39) 輸入木材への対応	—	—	—	—
		(40) 砂漠化への対応	—	—	—	—
	⑮地球環境への国際的な協力に進んで取り組んでいく	(41) 国際協力の展開	—	—	—	—
		(42) 国際的な情報発信	—	—	—	—

## 6 地球温暖化防止への取組

### 6-1 地球温暖化とその影響

#### (1) 地球温暖化のメカニズム

地球上の生物が生存していくために適した気温は、太陽から流れ込む日射の熱と地球から宇宙に放出される熱とのバランスによって保たれています。

しかし、生産活動や人間活動の拡大に伴い、排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高まると両者のバランスが崩れ、地球から宇宙に放出される熱を閉じ込め、大気や地表にとどまる熱も多くなり、地球が温暖化していきます。

#### (2) 地球温暖化が及ぼす影響

現在の大気の状態は、産業革命（18世紀後半）以前の大気の状態よりも、2割以上も多くの二酸化炭素を含んでいると言われています。

この原因は、地球が自然の循環と代謝の中で吸収できる許容量を超えて、人間が二酸化炭素を排出していることが原因であり、特に化石燃料の使用が大きな原因となっています。

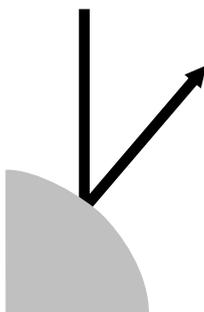
世界の平均気温の上昇は、21世紀末までに、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会（最も気温上昇の小さいシナリオ）で約1.8℃、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会（最も気温上昇の大きいシナリオ）では約4.0℃と予測されています。

世界平均海面水位は、21世紀末までに、最も気温上昇の小さいシナリオでは0.18～0.38m、最も気温上昇の大きいシナリオでは0.26～0.59m上昇すると予測されています。

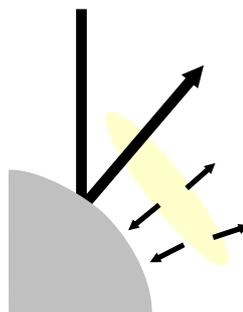
また、地域や季節によってはさらに大きな変化が予想され、海水面の上昇による陸地の減少のほかにも、気候変動に伴う内陸部の砂漠化や、農作物への影響、気候の変化に耐えられない動植物の種の絶滅など、人間社会だけではなく、地球全体の問題として懸念されています。

（参照：環境庁HP、地球環境キーワード辞典、IPCC他）

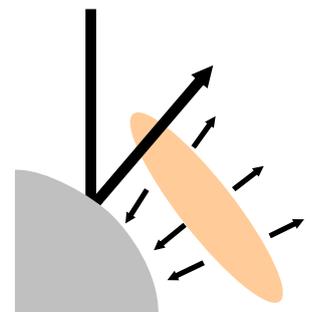
①太陽から届く日射エネルギーの約7割は、大気と地表面に吸収されて熱に変わる。



②地表面から放出された赤外線の一部は大気中の温室効果ガスに吸収され、地表を適度な温度に保っている。



③人間活動により、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表の温度が急上昇するおそれがある。



■地球温暖化の仕組み

### (3) 国際的な取組と温室効果ガスの削減目標

地球温暖化の取組については、1997年（平成9年）に行われた地球温暖化防止京都会議（COP3）における成果として京都議定書が採択され、先進国に対して法的な拘束力のある削減の目標を定め、先進国全体で「温室効果ガス」を約5%削減することになりました。

この削減目標については、1990年（平成2年）を基準として、温室効果ガスの排出量を2008年（平成20年）～2012年（平成24年）までの期間に各国が定められたレベルまで削減することが求められており、日本は基準年の排出量に対し、6%の削減を求められていました。

その後、2009年（平成21年）に、デンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15では、産業革命以前からの気温上昇を2℃以内に抑えることや、先進国は2020年（平成32年）までに削減すべき目標を提出することなどを盛り込んだ「コペンハーゲン合意」が了承され、2010年（平成22年）1月、各国から削減目標が提出されました。

2012年（平成24年）、カタールのドーハで開催されたCOP18では、2013年（平成25年）～2020年（平成32年）を第二約束期間として京都議定書が継続されることや、京都議定書に代わる2020年（平成32年）以降の新たな枠組みづくりに向けた作業計画が決定されました。なお、我が国を含むいくつかの国は第二約束期間には参加していません。

2013年（平成25年）、ポーランドのワルシャワで開催されたCOP19では、全ての国が2020年（平成32年）以降の削減目標や行動計画を、2015年（平成27年）のCOP21までに提出することが合意されました。

その後、2015年（平成27年）、フランスのパリで開催されたCOP21で採択されたパリ協定には以下の要素が盛り込まれました。

- 世界の平均気温上昇を、産業革命以前との比較で2℃未満目標、1.5℃に抑える努力の追求に言及
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新
- 我が国提案の二国間クレジット制度も含めた市場メカニズムの活用を位置付け
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新
- 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供
- 全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること
- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）

## 6-2 日本の取組と温室効果ガス排出量の削減

### (1) 当面の地球温暖化対策に関する方針

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威となっています。地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、今後も、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要があります。第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）においても、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年度までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。

これを踏まえ、国の地球温暖化対策推進本部は、当面の地球温暖化対策に関する方針について、次のとおり決定しています。

#### 1) 平成25年度以降の地球温暖化対策に関する基本的方針

これまで我が国は、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの6%削減目標に関し、京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定）に基づく取組を推進してきました。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、同計画は平成24年度末をもって終了しましたが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、2020年（平成32年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしました。

2013年（平成25年）に開催されたCOP19では、我が国の京都議定書第一約束期間の削減実績は8.2%であり、6%削減目標を達成する見込みであること、また、2020年（平成32年）の自主的な削減目標を2005年（平成17年）比3.8%削減とすることを表明しました。

#### 2) 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ります。

また、政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

平成25年11月、政府は、2020年（平成32年）の温室効果ガス削減目標として、2005年（平成17年）比3.8%削減（以下「新目標」という。）を気候変動枠組条約事務局に提出しました。この新目標は、原子力発電の活用のあり方を含むエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏ま

え、原発による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策及びエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、改めて確定的な目標を策定することとしています。また、新目標は、現時点で世界最高水準のエネルギー効率を更に2割改善する省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入拡大、フロン対策の強化、二国間クレジット制度、森林吸収源対策など、最大限の努力によらなければ実現できない野心的な目標です。COP16におけるカンクン合意では、各国が2020年（平成32年）における排出削減目標を策定、気候変動枠組条約事務局に登録し、「隔年報告書」によって当該目標の進捗状況等を報告し、国際的なレビューを受けることとされています。政府は、新目標を達成するための対策・施策を含む隔年報告書を2013年12月に同事務局に提出しました。

その後、COP19で合意された2020年（平成32年）以降の削減目標として、2015年（平成27年）7月に提出された約束草案（削減目標案）では、我が国は2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比-26.0%（2005年度（平成17年度）比-25.4%）を目標としています。

※文中の「年」、「年度」の使い方は、環境省の使い分けに準じています。

出典：環境省HP  
全国地球温暖化防止活動推進センターHP  
「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」  
（環境省、平成26年2月）

## 6-3 守谷市における二酸化炭素排出量

## (1) 総排出量

守谷市における2013年度(平成25年度)の二酸化炭素総排出量は70.2万t-CO<sub>2</sub>であり、1990年度(平成2年度)の3倍強(約327%)でした。

なお、守谷市の人口は1990年度(平成2年度)から2013年度(平成25年度)にかけて2倍弱(約175%)増加しています。

基準年である1990年度(平成2年度)と京都議定書の第一約束期間の終了年度である2012年度(平成24年度)を比較すると3倍強(約335%)となっており、新目標年度である2005年度(平成17年度)と2013年度(平成25年度)を比較すると16.4%の増加となっています。

ピークは2011年度(平成23年度)となっており、それ以降は減少傾向となっています。

排出割合の部門別内訳は各年度において、産業部門が50%前後で最も多く、廃棄物部門が1%程度で最も少ないため、「生産型」の構造となっています。

## (2) 人口1人当たりの二酸化炭素排出量

守谷市における2013年度(平成25年度)の人口1人当たりの二酸化炭素排出量は11.02t-CO<sub>2</sub>/人であり、1990年度(平成2年度)年と比較すると2倍弱(約187%)となっています。

基準年である1990年度(平成2年度)と京都議定書の第一約束期間の終了年度である2012年度(平成24年度)を比較すると2倍弱(約193%)の増加であり、新目標年度である2005年度(平成17年度)と2013年度(平成25年度)を比較すると2.6%の減少となっています。

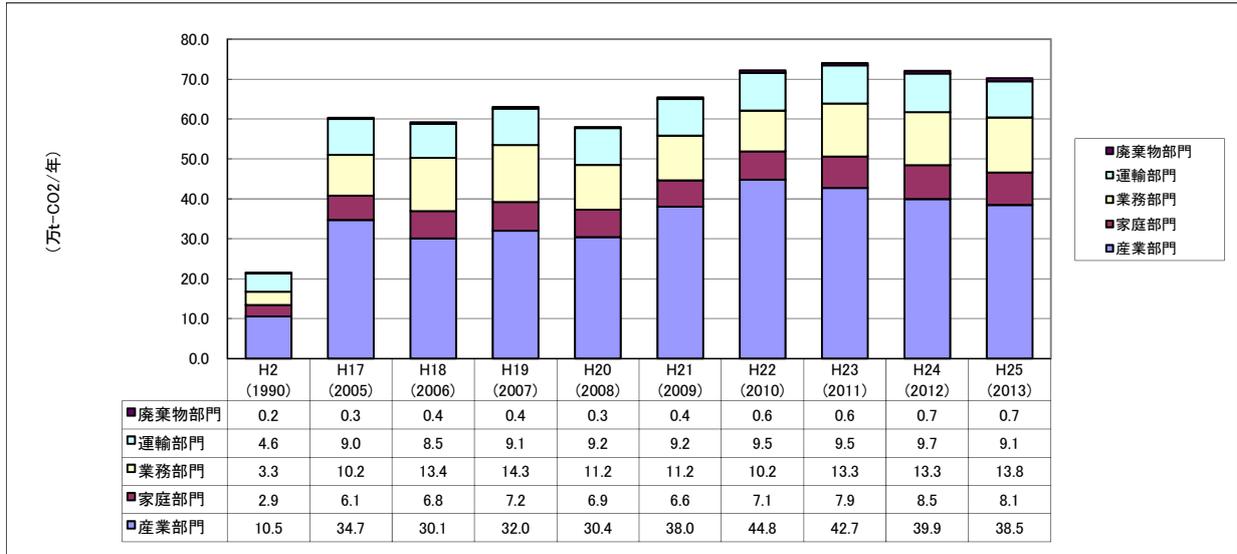
ピークは2011年度(平成23年度)となっており、それ以降は減少傾向となっています。

## ■守谷市における二酸化炭素総排出量の推移

西暦	元号	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	総排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	1990年度との比率	2005年度との比率	人口(人)	人口1人当たりの二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> /人)	1990年度との比率	2005年度との比率
1990	H2	10.5	2.9	3.3	4.6	0.2	21.5	100.0%	35.7%	36,427	5.90	100.0%	52.2%
2005	H17	34.7	6.1	10.2	9.0	0.3	60.3	280.5%	100.0%	53,334	11.31	191.7%	100.0%
2006	H18	30.1	6.8	13.4	8.5	0.4	59.2	275.3%	98.2%	54,037	10.96	185.8%	96.9%
2007	H19	32.0	7.2	14.3	9.1	0.4	63.0	293.0%	104.5%	57,356	10.98	186.1%	97.1%
2008	H20	30.4	6.9	11.2	9.2	0.3	58.0	269.8%	96.2%	58,861	9.85	166.9%	87.1%
2009	H21	38.0	6.6	11.2	9.2	0.4	65.4	304.2%	108.5%	60,617	10.79	182.9%	95.4%
2010	H22	44.8	7.1	10.2	9.5	0.6	72.2	335.8%	119.7%	62,482	11.56	195.9%	102.2%
2011	H23	42.7	7.9	13.3	9.5	0.6	74.0	344.2%	122.7%	62,884	11.77	199.5%	104.1%
2012	H24	39.9	8.5	13.3	9.7	0.7	72.1	335.3%	119.6%	63,279	11.39	193.1%	100.7%
2013	H25	38.5	8.1	13.8	9.1	0.7	70.2	326.5%	116.4%	63,693	11.02	186.8%	97.4%

※1990年度、2005年度、2007-2013年度は環境省数値。2006年度は、2007年度値をベースに人口按分して算出。

■守谷市における二酸化炭素排出量の推移（部門別）



■守谷市における二酸化炭素排出割合の推移（部門別）

西暦	元号	産業部門	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
1990	H 2	48.8%	13.5%	15.4%	21.4%	0.9%	100%
2005	H17	57.5%	10.1%	16.9%	15.0%	0.5%	100%
2006	H18	50.8%	11.4%	22.7%	14.4%	0.7%	100%
2007	H19	50.8%	11.4%	22.7%	14.5%	0.6%	100%
2008	H20	52.4%	11.9%	19.3%	15.9%	0.5%	100%
2009	H21	58.1%	10.1%	17.1%	14.1%	0.6%	100%
2010	H22	62.1%	9.8%	14.1%	13.2%	0.8%	100%
2011	H23	57.7%	10.7%	18.0%	12.8%	0.8%	100%
2012	H24	55.3%	11.8%	18.4%	13.5%	1.0%	100%
2013	H25	54.8%	11.6%	19.6%	13.0%	1.0%	100%

## 7 環境指標値の把握方法

	環境指標	単位	把握方法
基本目標 1	緑被率 (公園・樹林地・農地・草地・ 水面)	%	都市計画課集計結果から
	自然環境に満足している市民 の割合	%	市民アンケート結果から (企画課実施分)
	耕作放棄地面積	ha	農業委員会集計結果から
	守谷市の二酸化炭素排出量	t-CO <sup>2</sup>	環境省データをもとにした生活環境 課算出結果から
基本目標 2	公害苦情受付件数	件	生活環境課集計結果から
	良好な生活環境が保たれてい ると思う市民の割合	%	市民アンケート結果から (企画課実施分)
	空き家率	%	住宅・土地統計調査結果(総務省統 計局)から
	1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	生活環境課集計結果から
	ごみの分別収集に取り組んで いる市民の割合	%	市民アンケート結果から (企画課実施分)
基本目標 3	公立小中学校での 環境教育としての取組事例数	事例	教育委員会指導室集計結果から
	環境に関する 市民活動団体構成人数	人	市民協働推進課集計結果から

## 8 用語説明

あ 行	<b>空き家問題</b> (P3)	<p>管理が行き届かない空き家（居住世帯のない住宅のうち、建築中の住宅及び一時現在者のみの住宅（昼間だけ使用している、何人かの人交代で寝泊まりしているなど、普段居住している者が一人もいない住宅）を除いたもの）が増加することにより、害虫などの衛生面、倒壊などの安全面、そして犯罪などの治安面など、さまざまな面で悪影響を及ぼす問題のこと。</p>
	<b>愛宕谷津</b> (P15,22)	<p>守谷市に残された最大の谷津。本町地区の愛宕中学校付近を源とし、約2km北方の小貝排水路につながる緑の回廊をなしている。谷津縁辺部には、いくつもの小さな谷が入り組んでおり、極めて変化の多い自然空間を形成している。</p>
	<b>異常気象</b> (はじめに)	<p>一般に、過去に経験した現象から大きく外れた現象で、人が一生の間にまれにしか経験しない現象を言う。大雨や強風などの激しい数時間の現象から数か月も続く干ばつ、極端な冷夏・暖冬なども含まれる。また、気象災害も異常気象に含む場合があり、気象庁では、気温や降水量などの異常を判断する場合、原則として「ある場所（地域）・ある時期（週・月・季節）において30年間に1回以下の頻度で発生する現象」を異常気象としている。</p>
	<b>稲戸井調節池</b> (P15)	<p>守谷市、取手市にまたがる調節池。鬼怒川及び小貝川の合流量を調節することにより利根川本川の計画高水流量に影響を与えないことを目的として整備されており、平成25年現在で、面積4.48km<sup>2</sup>、洪水調節容量19,000m<sup>3</sup>である。</p>
	<b>エコカー</b> (P15)	<p>環境性能に優れた自動車のことで、主にハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車などがある。</p>
	<b>エコバッグ</b> (P19)	<p>スーパーなどで配布されるレジ袋を使用しない代わりに、消費者自身が持参する買い物用のバッグ。「マイバッグ」と呼ばれることもある。</p>
	<b>エコマーク</b> (P19)	<p>(公財)日本環境協会が認定する、さまざまな商品（製品およびサービス）の中で「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルのこと。平成元年（1989年）から環境庁（当時）の指導のもとで行われており、このマークを活用して消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としている。平成26年8月31日現在、商品類型数59、認定商品数5,529、契約企業数1,625社となっている。</p>

<b>NGO</b> (P25)	Non-Governmental Organizationを略したもの。非政府間組織であり、政府と違い市民の立場から、主に国際的な活動を行う非営利の民間団体のことをいう。これに対し、国内のある地域でその地域社会に根ざした活動を行う非営利の民間団体を、特にCBO(Community Based Organization)と呼ぶ場合もある。
<b>NPO</b> (P25,48)	Non-Profit Organizationを略したもの。非営利組織であり、政府や企業とは異なった立場から社会的なサービスを提供し課題の解決をめざす、社会的使命の達成のために活動をする組織のことをいう。
<b>温室効果ガス</b> (P12,15,50,51,52,53)	地球の大気中にわずかに含まれている二酸化炭素などの気体。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなる。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
<b>か 外来生物</b> (はじめに,P7,12,13,14,15)	もともとその地域にいなかったにもかかわらず、人間の活動によって、国外や国内の他地域から入ってきた生物のこと。また、生態系などに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物を特定外来生物という。
<b>化石エネルギー</b> (P15,49,50)	化石燃料とも言う。1億年以上も前の動物や植物の死がいが、熱や地層が変化したことにより作られたエネルギーのことで、石油や石炭、天然ガスなどがある。これに対し、非化石エネルギーには、原子力エネルギーや水力発電、地熱発電、新エネルギー（太陽光発電、風力発電など）がある。
<b>環境基準</b> (P7,16,17)	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に大気、水質、土壌、騒音、振動をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。
<b>環境基本計画（国）</b> (P6,52)	平成5年11月に制定された環境基本法の第15条で、総合的、計画的な環境保全策を推進するため、政府は環境基本計画を定めることとされた。経済計画、国土総合開発計画と並ぶものであり、政府全体の環境政策の中期的な施策の方向性などが定められている。
<b>環境教育</b> (P3,11,22,23,24,25,28,35,48,56)	環境教育は、さまざまな場や内容で実施されるが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験，社会体験，生活体験など実体験を通じたさまざまな経験をする機会を設けること</li> <li>・双方向型のコミュニケーションにより，気づきを「引き出す」こと</li> <li>・人間と環境との関わりに関するものと，環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの，その両方を学ぶことが大切であること</li> <li>・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること</li> <li>・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて，ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること</li> <li>・豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと</li> <li>・いのちの大切さを学ぶこと</li> </ul>

	また、文部科学省の新学習要領（平成20年告示）では、小学校、中学校、高等学校における総則として、「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う」とされており、各科目での環境教育内容が示されている。
<b>かん養</b> (P15)	森林や自然の土、湿地や水田などの農地が雨水を地面に浸透させたり、急激に川などに流れ込まないように貯留したりして、降雨を地表及び地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、降雨の河川などへの放流を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止などを維持・増進する自然の働きを総称していう。
<b>グリーンカーテン</b> (P15,22)	ゴーヤ、ヘチマ、朝顔などのつる性の植物で建物の窓や壁をおおうことで、直射日光を遮ったり、地面の放射熱を緩和するなど、さまざまな効果が期待できる自然のカーテン。
<b>グリーンマーク</b> (P19)	古紙を再利用した紙製品に付けられたマーク。再生紙製品の利用促進や緑化を通じた自然環境や森林資源の保全を目的としたグリーンマーク事業の一つとして、(公財)古紙再生促進センターが認定している。
<b>グローバル・ストックテイク</b> (P51)	世界全体として温暖化対策の進捗状況を確認する仕組み。COP21において、「パリ協定」が採択され、5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み（グローバル・ストックテイク）が盛り込まれた。
<b>公園里親事業</b> (P22)	市民の共通財産であり、地域の共同の「庭」である公園など（公園、緑地、道路の植樹樹、花壇など）の環境美化を図ることを目的として、地域の方々を中心とした団体（町内会、小・中学校、企業など）に、清掃・除草などの日常的な管理や花植えなどの緑化の推進・啓発活動の協力をいただいている。
<b>公害</b> (P3,18,32,33,35,43,44,45,56)	環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる(1)大気汚染、(2)水質汚濁、(3)土壌汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤沈下、(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、この7種類は”典型7公害”と呼ばれている。
<b>公開空地</b> (P15)	事業所などの敷地内空き地のうち、歩行者が日常自由に通行、または利用できる区域のこと。また、地区計画などで建物壁面の後退位置を定めている地区もある。
<b>耕作放棄地</b> (P3,7,12,13,14,15,22,56)	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（農家の自己申告による）。
<b>COP (国連気候変動枠組条約締約国会議)</b> (P6,51,52,53)	1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。

再生可能 エネルギー (P12,45,47,48,53)	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
里地・里山 (P3,8,22,25)	市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料や薪炭などの生産用に利用されていた森林で、近年、住民に身近な緑地として評価されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。
市民大学 (P24,25)	守谷市では、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが「協働のまちづくり」の担い手として活動するための学びの場として、もりや市民大学を開設している。学校教育法上の大学ではなく、市民に「守谷」や「まちづくり」について学んでもらい、守谷を「住みよいまち」とするために、自分のできることは何かを考え、実践する機会を提供する場となっている。
斜面林 (はじめに,P6,12,14,15,22,32,35)	斜面地にある林のこと。特に都市部では、斜面地だけが開発されず樹林地として残ることが多いので、貴重なものとされている。
循環型社会 (P2,6,32,33,47)	資源、エネルギーの投入量及び不要物の排出量が少ない環境に優しい社会のこと。平成2年7月には、環境庁(当時)を中心として環境保全のための循環型社会システム検討委員会が設置されるなど、地球環境問題をはじめとする環境問題の解決のキーワードとなっている。
省エネルギー (P14,15,35,40,45,47,53)	エネルギー節約とも言う。エネルギーの利用効率の向上を表現する言葉。
常総環境センター (P7,16,40)	守谷市野木崎にあるごみ焼却施設。ごみ焼却時に発生する蒸気を利用して最大3,000kWを発電できる設備を備え、エネルギーの有効利用を図っている。また、廃棄物を一度炭化したうえで高温熔融する方式を取り入れ、排出する「スラグ」は資源としての有効利用が可能。
新エネルギー (P7,14,15,47)	自然の力(自然エネルギー)を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギー(未利用エネルギー)を使ったりする地球環境に優しいエネルギーのこと。新エネルギーの利用によって、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減され、排出される二酸化炭素の量を減らすことができる。太陽光発電や風力発電などをはじめ、さまざまな分野での技術開発が進んでいる。
住みよさ ランキング (P10)	東洋経済が全国の都市を対象に毎年公表しているランキング。「住みよさランキング」は、公的統計をもとにそれぞれの市が持つ“都市力”を「安心度」、「利便度」、「快適度」、「富裕度」、「住居水準充実度」の5つの観点に分類し、採用15指標について、それぞれ平均値を50とする偏差値を算出、その単純平均を総合評価としてランキングしたもの。
生態系 (P3,6,7,11,13,14,22,43,44,45)	自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、そ

	れを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている自然界のバランスは、1つが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。
<b>生物多様性</b> (はじめに,P7,14,25)	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支え合って生きている。生物多様性条約では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしている。
<b>待機時消費電力</b> (P15)	電化製品が非使用状態、もしくは何らかの入力(命令指示)待ちの時に定常的に消費している電力。
<b>太陽光発電システム</b> (P12)	太陽の光エネルギーを受けて発電した直流電力を電力会社と同じ交流電力に変換し、家庭内の家電製品に電気を供給するシステム。発電電力が消費電力を上回った場合は、電力会社へ逆に送電して電気を買って取ってもらうことができる。反対に、曇りや雨の日など発電した電力では足りない時や夜間などは、従来通り電力会社の電気を使用する。
<b>地球温暖化</b> (はじめに,P3,6,7,11,12,13,14,15,32,43,44,45,49,50,51,52,53)	地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象。平均的な気温の上昇のみならず、異常高温(熱波)や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化を伴っている。その影響は、生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会にすでに現れており、将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などに関して、より深刻な影響が生じると考えられている。
<b>低炭素まちづくり</b> (P3,12)	「都市の低炭素化の促進に関する法律：通称エコまち法」に基づいて都市の低炭素化に向けた取組を後押しし、また、民間投資を促進するため、市町村が総合的に作成する計画。守谷市においても、高齢者の生活・子育て環境の整備、また、地球温暖化問題への対応も含め、市民生活を支える持続可能で活力ある都市づくりを目指し、平成26年7月に策定した。
<b>東京電力福島第一原子力発電所事故</b> (はじめに,P6,16)	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と、地震に伴って発生した津波により、東京電力福島第一原子力発電所の1～4号機が破損し、大量の放射性物質が放出された事故。平成23年12月、原子炉の燃料を安定して冷やすことができる状態となり、放射性物質の放出は大幅に低減されたが、現在も、周辺地区住民の避難や立ち入り制限、酪農水産物の一部出荷規制など、周辺地域への影響が続いている。
<b>利根川河川敷環境保全実行委員会</b> (P16)	自然豊かな利根川河川敷の環境を守り後世に伝えていくことを目的として、河川敷一帯及びその周辺の美化活動を平成13年から行っている。毎年3月に利根川河川敷クリーン作戦を実施し、平成26年度は約800人の参加があった。

な 行	生ごみ堆肥化 モデル事業 (P8)	常総環境センター内の生ごみ堆肥化施設で、これまで可燃ごみとして焼却処理を行ってきた常総広域圏内の家庭の生ごみをたい肥にする事業のこと。平成20年度から平成29年度までをモデル事業として実施している。
	二国間クレジット 制度 (Joint Crediting Mechanism (JCM)) (P51,53)	途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラなどの普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への貢献を定量的に評価し、削減目標の達成に活用することができる制度。
	農地中間管理機構 (P12,15)	農業をやめる人や、経営規模を縮小したい人の農地を一括して借り受け、まとめた上で、担い手（地域の意欲ある農業者など）に貸すことにより地域の農業を安定的に発展させるための組織で、都道府県ごとに設置される。
	農地の集約化 (P13)	農地流動化の進展により、経営規模を拡大しても農地が複数の場所に分散している場合があり、農地間の移動に費やす時間や農業用機械の効率的な利用の妨げになるなど、一連の農作業の実施に支障が生ずるとともに、経営規模の拡大によるスケールメリットを十分に享受できないこととなる。このため、経営面積を拡大する場合には面としてまとまった形での農地集約を進めることが重要である。
は 行	東日本大震災 (はじめに、P6,16)	平成23年3月11日14時46分、牡鹿半島（宮城県石巻市）の東南東約130kmの三陸沖深さ約24kmの地点を震源とするマグニチュード（M）9.0の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」が発生し、最も激しい揺れを記録した宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度6強の揺れが観測された。揺れは全国各地に及び、鹿児島市や小笠原諸島（父島、母島）でも震度1が観測された。この地震による災害及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼ぶ。
	FIT制度 (P12)	再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。地球温暖化の主な原因である二酸化炭素排出量を削減するため、国では「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を制定し、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けている。
ま 行	松並土地区画 整理事業 (P12)	つくばエクスプレス（TX）及び関東鉄道常総線守谷駅から北西の約1kmに位置する約42haの区域であり、整備以前は面積の約9割を工場跡地及び山林原野が占めていた。守谷市都市計画マスタープランにより「拡大市街地」の一部に位置づけられ、TX開通以降の市街地の拡大や人口増加の受け皿として、駅に至近の利便性の高い住宅地を整備する土地区画整理事業。
	モニタリング調査 (P18)	監視・追跡のために行う観測や調査のこと。継続監視とも言う。大気質や水質の継続観測や植生の経年的調査などが代表的。環境変化を

	受けやすい代表的な生物など特定の生物種（指標種）を、毎回同じ調査手法で、長期にわたり調査して、その変化を把握するのもモニタリング調査の1つである。
守谷駅前 クリーンズ (P16)	平成17年に活動を始めて以来、きれいなまちづくりを呼びかけていくために、守谷駅前での美化活動を毎月第3日曜日に実施している。
もりやをきれいに しよう会 (P16)	ごみのない美しいまちづくりをすすめるため、平成8年に市内の道路、公園などの美化を目的として結成された。市民自らがボランティアとして自主的に市内の清掃活動を実施することにより、地域住民の環境に対する意識の向上を進めるとともに、地域に対する愛着を育て、健康で生きがいのある活動を進めている。
や 行 野鳥の森散策路と 鳥のみち (P22)	守谷城址・愛宕谷津周辺での緑の拠点づくりのため、市民ボランティアで構成される守谷市観光協会が、守谷市の支援と協働体制により整備した二つの民間主導遊歩道。 〈野鳥の森散策路〉 市立愛宕中学校全校生徒による野鳥の森少年団の参画により、廃道の活用や土地所有者の協力で5つのルートを段階的に整備し、一般供用されている。総延長1.3km、接続市道を加えると2.5km。 〈鳥のみち〉 市民ボランティアが、守谷市、地域住民、小中学生、土地所有者などの協力を得て、手づくりで完成させた遊歩道。休耕田跡の湿地環境を通るため、ブラ・パレットの基礎の上に丸太を敷設、歩行面は杉皮とおが屑敷き。幅員約1mで対面歩行ができないため、30～50m毎に待避所を設置している。整備区間約903m、接続市道約665m、総延長約1,568m。
ら 行 リサイクル伝言板 (P19)	不用品を譲りたい人・譲り受けた人が情報を提供し合い、融通し合う事で、ごみを減らし資源を有効に活用するための伝言板。市役所生活環境課に設置してあるリサイクル伝言板の「あげます・ください」申込み用紙に必要事項を記入して申し込む。
緑被率 (P14,56)	特定の区域に占める緑被地の割合を指す。守谷市では、公園、樹林地、農地、草地、水面など、植物の緑で被覆された土地、もしくは自然的環境の状態にある土地を緑被地としている。
レビュー (P51,53)	批評や検証を行う作業のこと。モニタリングと区別して、特定の資料や分析データといった成果物に対して用いられる。